

平成24年生駒市教育委員会第4回定例会会議録

1 日 時 平成24年4月24日(火) 午前10時～午前10時38分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

(1) 臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について)

(2) 生駒市生涯学習施設条例施行規則の制定について

4 出席委員

委員長 中井 公 人

委員(委員長職務代理者) 村 田 浩 子

委員 平 本 重 次

教育長 早 川 英 雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長 峯 島 妙

生涯学習部長 川 口 忠 良

教育総務課長 真 銅 宏

教育指導課長 伊 東 英 治

学校給食センター所長 平 田 治 樹

生涯学習課長 西 野 敦

施設管理課長(中央公民館長兼務) 上 埜 秀 樹

図書会館長 生 田 敏 史

スポーツ振興課長 中 田 和 也

教育総務課課長補佐 吉 岡 秀 高

教育指導課課長補佐 吉 村 茂

学校給食センター副所長 山 口 力

生涯学習課課長補佐 錦 好 見

図書会館副会館長 向 田 真理子

教育総務課庶務係長 松 田 悟

教育総務課(書記) 村 田 充 弘

教育総務課(書記) 松 井 恵

6 傍聴者 なし

午前10時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成24年生駒市教育委員会第4回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回及び前々回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午前10時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第4回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前10時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般報告ですが、「5月の行事予定」について、各部庶務担当課長から報告を受けます。

教育総務部について、教育総務課、真銅課長、お願いいたします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いいたします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第8号、臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について)を議題といたします。

教育総務課、真銅課長から報告を受けます。

○真銅課長：日程第4、報告第8号、生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、臨時代理につき承認を求めることにつきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページ及び資料1の新旧対照表をご覧ください。

この規則改正につきましては、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定により、本年4月1日に臨時代理し、同日施行したことから、本日の教育委員会にこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、規則改正の趣旨につきまして、ご説明申し上げます。

教育委員会事務局事務決裁規則では、教育長又は専決権限を有する職員が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定、すなわち決裁を行うこととなっております。

生駒市では、事務の効率化を図る目的で権限の委譲を進めておりまして、市長部局の職員を対象として、生駒市事務専決規程の改正がこの4月1日に実施されたところでございます。これに合わせ、教育委員会事務局におきましても、同様の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、資料1を基にご説明いたします。

今回の規則改正につきましては、従来、課長の専決事項であったもののうち、その一部につきまして、主幹、課長補佐及び指導主事に決裁権限を委譲するものでございます。

まず、第11条の2（主幹の専決事項）に、従来、課長の専決事項でありました、「所属職員の出張命令に関すること（第7条第7号に係るものを除く。）」を追加いたしました。なお、第7条第7号「宿泊を伴う出張命令」は部長専決であり、主幹の専決事項からは除きます。

次に、第12条（施設長の専決事項）についてご説明いたします。施設長とは、公民館、芸術会館、北コミュニティセンター、南コミュニティセンターの館長及び幼稚園の園長等でございます。これにつきましては、従来、第13条で（主幹、施設長、課長補佐及び指導主事の共通専決事項）として規定されていたものを、（施設長の専決事項）として第12条でまとめて規定したものであり、新たに決裁権限を追加したものではありません。

次に、第13条（課長補佐及び指導主事の専決事項）につきましては、これまで人事及び財務の専決権限のなかった課長補佐及び指導主事につきまして、新たに、課長の専決事項を委譲するものでございます。具体的には、第1号「所属職員の出張命令に関すること（第7条第7号に係るものを除く。）」、第2号「10万円未満の歳入の調定に関すること」、第3号「1件5万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。」につきまして、課長補佐及び指導主事が専決できることとするものでございます。

このように、課長の専決権限を委譲することによりまして、事務の効率化を図るもの

でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○中井委員長:ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何かご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長:ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第8号、臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について)は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長:続きまして、日程第5、議案第8号、生駒市生涯学習施設条例施行規則の制定についてを議題といたします。

生涯学習課、西野課長から説明を受けます。

○西野課長:日程第5、議案第8号、生駒市生涯学習施設条例施行規則の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本件につきましては、生駒市生涯学習施設条例に係る施行規則を新しく制定するものでございまして、市が引き続き直接施設の管理・運営を行う生駒市コミュニティセンターと、指定管理者に管理・運営を委ねる他の施設に対する取扱に関する規則の制定でございます。なお、施設使用に関する取扱は、指定管理する施設も市が直接管理する施設もこれまでどおりの取扱でございますので、市民の皆様への対応が大きく変わるものではございません。

それでは、規則の概要についてご説明いたします。

まず、3ページ中段の第2条では、市民公募による施設名称で、各公民館の名称を中央公民館は「たけまるホール」、中央公民館南別館は「やまびこホール」、鹿ノ台地区公民館は「鹿ノ台ふれあいホール」としたものでございまして、4ページ上段の第3条ではこれらの施設の使用時間、休館日を条文化しております。

次に、4ページの下段の第4条から第8条では、施設の使用許可申請の手続、使用許可書の交付方法等、また、使用許可に関する特例、使用日の変更や使用期間の制限等を条文化いたしました。

次に、6ページ中段の第9条では、施設の使用に当たって、使用者が条例や規則等に則り、遵守する事項を掲げました。

次に、6ページ下段の第10条から第12条では、芸術会館における美術品等の撮影等の許可、貸出し、寄贈、寄託に関するものを条文化いたしました。

次に、8ページの第13条では、施設での指定場所以外の飲食等の禁止行為等を、さらに次の第14条では、施設に併設する図書室の設置に関することを明記いたしました。

なお、施行日は指定管理者に施設管理運営を移行する平成24年7月1日からとなります。

また、本規則の制定に伴いまして、生駒市公民館条例施行規則、生駒市市民ホール条例施行規則、生駒市コミュニティセンター条例施行規則、生駒市芸術会館条例施行規則につきましては、平成24年7月1日をもって廃止させていただきます。

なお、指定管理者の提案により、祝日開館や使用時間の1時間延長について、決まりましたら、さらに本規則の改正を提案させていただきたいと考えております。

以上が生涯学習施設条例施行規則の概要でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。

よって日程第5、議案第8号、生駒市生涯学習施設条例施行規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の議題は以上でございますが、ほかに連絡事項等ございませんか。

ないようでしたら、私のほうから発議させていただきます。

学校事故報告について、教育指導課からご報告願います。

なお、本件は、個人情報を含むため、非公開とさせていただきますがご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：それでは、これより非公開とさせていただきますので、本件関係職員以外の方はご退室願います。暫時、休憩します。

《 暫時休憩・職員退室 》

以降、非公開

~~~~~

○中井委員長：ほかにございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午前10時38分 閉会